

報告第22号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので，同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和2年9月18日 報告

守谷市長 松丸修久

報告	頁数
22号	1

## 専決処分書

和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年8月31日

守谷市長 松丸修久

### 1 和解の相手方

住所 守谷市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏名 〇〇〇〇〇〇〇

### 2 和解の内容

#### (1) 事故発生日時

令和元年11月15日 午後0時40分

#### (2) 事故発生場所

守谷市御所ヶ丘五丁目25番地1

守谷市市民交流プラザ内 一時預り託児室「ぴよぴよ」

#### (3) 事故の概要

一時預り託児室「ぴよぴよ」で〇〇〇〇〇の子が歩行中転んだときに食事用テーブル（ガード付き）に右額をぶつけて切り受傷した。

#### (4) 損害賠償額

67,208円